

大雨等の予報に基づく先行排水（事前放流）等の要請基準

区分	大雨等の予報	先行排水（事前放流）等の要請基準
レベル1	● 筑後地方に大雨警報の早期情報「高」が発表され、24時間予想雨量200mm以上の場合	○ 関係者※に対して「災害情報等配信システム」によるメール情報の配信 ○ 市ホームページ、SNSによる情報発信
レベル2	● 筑後地方に大雨警報の早期情報「高」が発表され、24時間予想雨量250mm以上の場合 ● 大型台風の九州北部への接近が予測され、特別警報の発表が予告された場合（24h前） ● 九州北部への線状降水帯発生予測が発表された場合（半日前程度）	○ 関係者※に対して「災害情報等配信システム」による堰の事前倒伏及びため池の事前放流の協力依頼をメール配信
レベル3	● 筑後地方に大雨警報の早期情報「高」が発表され、24時間予想雨量300mm以上の場合 ● 大型台風の九州北部への接近が迫っており、特別警報が発表された場合（12h前） ● 九州北部において線状降水帯の発生が観測され、小郡市への影響が予測される場合	○ 関係者※に対して「災害情報等配信システム」による堰の事前倒伏及びため池の事前放流の協力依頼をメール配信 ○ 市民に対する防災行政無線、市ホームページ、SNS、緊急速報メール（エアメール）による情報発信

※ 関係者：土地改良区関係者、水利組合関係者、行政区長、農業団体関係者、市職員、市消防団（水防団）

【先行排水等の実施基準における役割分担】

防災安全課	○ 大雨等の予報に関する情報の収集 ○ 災害情報等配信システムによるメール配信 ○ 防災行政無線による情報発信
農業振興課	○ 堰及びため池管理者への協力依頼
河川治水・建設課	○ 宝満川等河川管理者への通報 ○ 橋門・水門操作者への情報提供
経営戦略課	○ 市ホームページ、SNSへの情報発信